

平成 30 年度第 2 回 市民協働等推進懇話会議事概要

日 時：平成 31 年 3 月 22 日（金） 午後 7 時 00 分～9 時 00 分

場 所：逗子市役所 5 階 第 2 会議室

出席者：室伏座長、志村アドバイザー、高橋アドバイザー、大津メンバー、深澤メンバー、岸原メンバー、服部メンバー、玄メンバー、下田メンバー（敬称略順不同）

欠席者：手塚メンバー

事務局：石井市民協働課長、中川市民協働係長、荒木主事（記録）

会議の概要：

開 会
議 題

- (1) 次期指定管理者選定に向けた市民交流センターのこれからのあり方について
- (2) (仮称) 市民協働推進条例の制定について
 - ・市民活動の活性化や、継続する仕組みの構築に必要な支援

配付資料：

次第

資料 1 第 1 回懇話会議事概要

資料 2 市民交流センター運営実績

資料 3 市民活動の支援に関するこれまでの議論の整理

○今回の議論の趣旨

来年度、逗子文化プラザ市民交流センターの次期指定管理者の選定を行うにあたり、議題(1)として、市民交流センターの運営に関して懇話会での意見を聴取し、仕様の検討の際の参考にする。

また、議題(2)では、(仮称) 市民協働推進条例の制定について、特に、市民活動の活性化や、継続する仕組みの構築に必要な支援について議論する。

議題 (1) 次期指定管理者選定に向けた市民交流センターのこれからのあり方について
「市民交流センターにこれから望むこと」という議論で出た主な意見は次のとおり

○市民活動支援(団体同士の連携等)にもっと注力すべきである

・中間評価の概要の中に、「市民活動支援では、自主的に動いている市民を応援する姿勢をとり、市民協働では、行政と市民や事業者等に、第三者である中間支援組織が間に立って呼びかけることで、それぞれを対等な立場に立たせながら良い方向に導くことができると考えられる。」という評価があるが、まだ足りておらず、しっくりこない。

・市民の育成も中間支援組織の機能の一つである。

・「みそづくり」など市民交流や、「会計講座」など市民団体を支援する講座はあるが、「異なる団体同士の交流を促進するような講座が少ない。

・「ずし 30's」や「逗子 60's」など、地域を牽引するような担い手(人材)の養成を市民協働課で力を入れて取り組んでいた時期もあったが、地域デビューをするための交流講座が少ない。当時講座に参加していたメンバーは、現在も中核メンバーとして活発に活動している。生涯学習と地域活動を兼ね、テーマごとに講座を受講していき、最終的に活動に自然と参加できるような一連の仕組みができれば、市民交流センター自体もさらに活性化する。

・市民交流センターでは個人への支援のウエイトが高い。

・地域の課題を解決するには、様々な団体に関わらないと解決できないので、団体同士の連携支援が必要であるが、足りない状況である。個人だけでは課題解決は難しい。求心力を集めることが大事である。

・人材育成と団体評価も必要である。

○ボランティア活動推進の強化と福祉的な支援

・市民交流センターにボランティアセンター機能があるとないとの差は大きい。市民交流センターの立地の良さを生かして、これから活動をしたいという人がボランティア等に関わりやすい環境をつくってほしい。市民活動意欲を高める一助になってほしい。

・ボランティア活動の推進も大きな柱に入れて、福祉と連動してほしいということも盛り込めるといい。

・聴覚障がい者の方が活動している団体は、市民交流センターで活発に活動をすでにされているが、身体障がい者や高齢者が関わることのできる取り組みは少ない。駅からのアクセスも良く、バリアフリーな施設である市民交流センターに、そういった方も活動できる取り組みがあり、生きがいや活動の拠点になるとよい。

・福祉活動団体への会議室利用料や、夜間の会議室の減免を検討してほしい。

・2025年問題を見据え、横須賀市では地域高齢者を支えるための取り組みとして、「支えあい団体」の育成に取り組んでおり、補助金を交付していることもあるが、1年間で13団体から70団体に増加し、生活支援や、通いの場としての役割が期待されている。こういった仕組みを真似てもよい。

○夜間の会議室の利便性の向上について

夜間の会議室の稼働率を上げるために、勤務先から帰ってきた人をターゲットにしたコワーキングスペースとしての利用等に対して、会議室の利用料を割引してほしい。

(2) (仮称) 市民協働推進条例の制定について

「市民活動の活性化や、継続する仕組みの構築に必要な支援」という議論で出た主な意見は次のとおり

○協働の解釈について

・市民協働は色々解釈があり、千差万別で定義も難しい。行政側が曖昧に捉えている証拠である。綺麗に答えを出せない世界ではあるが、横須賀市の事例を元に話をする。市民側が自発的に動くのは、活動に行政が支援する取り組みで、行政主導のものに対する関わりの2つの方向性があり、それを「市民活動支援」と「市民協働指針」の2つに分けている。

・市民活動への支援は財政的な支援だけになることもあり、行政側がしっかりと認識していないと成り立たないものである。行政の認識がしっかりできていないと、実際の行政施策に市民が参入できない。市民が頑張り、行政も頑張って取り組む歩み寄りが必要であり、「行政側を逃がさない」条例をつくるのが大切である。

・活動団体と行政のそれぞれの課題や目的、実施内容が合致しなければ、協働は上手くできない。

・「協働」の目的の達成度合いは、課題解決状況をもって評価する。内容をみなければ、どれだけ解決したのか、どれだけ寄与したのか評価することはできない。

○条例の制定時期や進め方について

・市の財政難の状況において、市民が色々と考えている時期である。(仮称)市民協働推進条例の制定は、この時期を逃さないスピード感が大切である。

・2025年問題によると、団塊の世代が75歳を迎えるので、一気に高齢者数が増える。高齢者が活動できる場が必要となるので、市民協働推進条例の制定は急いだ方がよい。

・グループの中から課題解決やコーディネートできる受け皿をつくることで、市民協働推進条例が出来上がる。市の課題は沢山ある。どこで、誰が、集まれば、解決できるかを、頭の中で描いても実現するのは難しい。受け皿をまずつくり、1つでも問題解決をしていくことができれば、条例の中で出来上がっていくのではないか。他市の条例も当たり前のことしか書いていない。まずはやってみようと、行動していくと体感していけると思う。

○市民協働コーディネーターの役割の必要性

・市民協働コーディネーターは市民とのよいクッションになっており、第三者的な中間支援の役割として機能していた。大小の活動を上手く関係所管と結びつけてくれていた。また、コーディネートは、1つの分野に特化するのではなく、あらゆる団体の存在を知っている、コーディネート軍団がいると市民協働が進む。

・横須賀市のサポートセンタースタッフはコーディネーターとしての自覚がある。

○サポートセンターに求めることと、現状でできていることの検証方法について

・市民がどのように活動するのか、何が必要か、ニーズを集めてリスト化する。条例はそれを上手く円滑に動かすための憲法である。本当に何が必要か、テーマ別、分野別、世代別、人的規模別(個人かグループ)か、活動レベル別(ビギナーかサイレントマジョリティー、へ

ビーユーザーか)、目的別(趣味活動をどう変化させるか)、行政との協働をするか、マルチステークホルダー別、ニーズ別(市民ニーズを研究し、グループの活動を紹介したり、グループと企業をつなげる)など、異なる観点で網羅的に情報を集めていき、市民交流センターや市が現状でできていることと、できていないことを課題として検証することが大切である。行政が市民団体にどのように受け止めてほしいか、市民団体が市にどのようにしてほしいかを整理する。そのように整理していくと、見やすく、漏れがない。時間は必要であるが、進め方を間違えなければ上手くいくかと思う。

○行政からの「人・物・金・情報の支援」の必要性について

- ・備品の貸し出しや相談窓口など活動団体への支援を強化してほしい。
- ・人＝市民活動を行う中で、困ったことを気軽に相談でき、アドバイスを電話一本でもらえるような専用ダイヤルや、事前に話を整理したり、かしまらずに相談できる気軽な場があるとよい。
- ・物＝イベントを行う際に、テントを借りたかったが、借りにくくて諦めた。市の備品類を団体が自由に、気楽に借りられるような仕組みがあるとよい。
- ・金＝著名な講師を講演で呼びたいが、2～3万円足りないといった場合、コーヒー一杯でも市民協働課が持っている雑費予算で、会計報告も出さなくてよいような支援の仕組みがあるとよい。
- ・情報＝市民交流センターでは「ナニスル」というポータルサイトで、情報が整備されているが、まだまだ情報に辿り着けないシニアもいる。センター通信などの広報誌で団体の活動紹介があるとよい。
- ・求めに行かないと得ることができない状況にあるが、あるものを有効活用し、垣根を低くし、団体が必要なものを容易に入手できるような一文を市民協働推進条例に書いてほしい。
- ・現在も、市民交流センターには気軽な相談も多く寄せられており、市へも後援申請という制度があり、備品や人員の貸し出しなどの支援を行っているが、あまり取り組んでいるように見えないので、出し方が上手でない。

○協働事業提案制度のあり方について

- ・現在、「協働」を体現できていない事業がある。提案事業は、当初、団体と行政のお互いの課題がマッチしていたから実施していたのに、今は「協働」が「協働事業提案制度」の中だけに押し込められている。お互いに「逃げる」、「逃げない」ではなく、最初の約束やお互いの約束ごとが市民協働推進条例になるかと思う。
- ・市民活動団体側は市に「助けてもらっている」という感覚であることが多いが、そうではなくて、市の課題でもあるのだから、「分担してくれた」という表現が正しい。

○中間支援組織に求められる役割

・中間支援組織を整え、行政と市民の活力を上手く噛み合わせ、それを継続する仕組みが必要である。

・今後、様々な分野の課題を幅広く、多様な行政や、企業、人材が集まって取り組めるように、市民交流センターはSDGsセンターとして、これまでよりも幅広い機能を担ってほしい。

・市民側でよい活動をしている団体がいて、行政も本来取り組まなければならない課題があったとしても、行政側が「面倒くさい」、「信用できない」という想いが透けて見える。何か腰が引けている。頑張っているグループを育てるとともに、お互いのニーズに合致して、対等に仕事をしている。

・サポートセンターは、市民寄りでも、行政寄りでも駄目で、真ん中に位置し、上手にそれらの団体を取り巻く構造と、進める構造を描きながら条例をつくっていく必要がある。

・市民交流センターは、中間支援組織として、コーディネート機能を持ち、まずは相談の受け皿となり、「人・物・金・情報」が揃うのが理想である。20年前は社会福祉協議会の役割であったが、現在は中間支援組織として必要とされている。

・中間支援組織は「施設付き」ではいけない。多様な意見が入るようにしてほしい。

・協働を進めるために、市民交流センターが様々な受け皿として、市民が課題を持ち込む場所である。

・逗子に不足しているのは、チェック機関や、政策提言(アドボカシー)機能を果たす場である。

○市の事業終了後の団体への継続した支援について

・横浜市の市民協働提案事業は2年で自立を求められるが、その後は伴走的支援が継続される。アフターフォローは中間支援組織や、行政にも必要である。

○条例制定に向けて踏まえておくべきこと

・1995年のNPO法の制定から自治体の協働条例の制定、サポートセンターの設立、という一連の流れがあったが、20年以上経過しており、現在は第2の流れとして、「公益」というワードを使わず、ハードルを下げて、「営利」「非営利」の分けが20年で最も変化した。

・「横浜コード」が条例の理念を策定するうえで、参考になる。どこに足元があるかが明確である。

・市民協働は目的ではなく手法である。地域の課題解決が協働の目的である。

以 上